

## 愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出

### 支援事業費補助金に関するよくあるご質問

#### 【一般事項】

- Q 補助金の全体予算はどれくらいでしょうか。
- Q 中小企業者とスタートアップの違いは何でしょうか。
- Q 開発したサービスを愛知県と県外の両方へ展開したいのですが問題ありませんか。
- Q 事業を実施するにあたり、資金が不足しています。補助金を概算払いで受け取って事業を遂行することは可能でしょうか。

#### 【補助対象事業者・補助対象事業について】

- Q 補助対象事業者は中小企業者となっていますが、個人事業主や組合は対象となりますか。
- Q 「大企業」及び「みなし大企業」は補助対象事業者となりますか。
- Q 中小企業者であっても補助対象事業者とならない場合はありますか。
- Q どういった事業が対象となるのですか。
- Q すでに事業が終了していても対象となるのですか。
- Q 現在弊社では、〇〇の補助金を受給ないしは今後申請を予定している。今回の補助金と重複は不可でしょうか。
- Q これまでに本補助金の支給を受けた事業者が、今年度再度応募した場合、支給することはできるのでしょうか。

#### 【申請書・申請手続き関係】

- Q 申請書は手書きでも提出可能ですか。
- Q 提出後、申請内容を失念したため、申請内容を確認することは可能ですか。
- Q 申請受理の証明書は発行してもらえますか。
- Q 補助事業計画の 4. 補助事業の効果について、直近の決算書の提出が会社の決算期の関係で間に合わないため、その前の年度の決算書の数値を記載すればよいでしょうか。
- Q 補助金の交付はいつ頃・どのように決まるのでしょうか。

#### 【補助対象経費関係】

- Q どういった経費が対象となるのですか。
- Q 補助金について消費税及び地方消費税も含めた額が対象となりますか。
- Q 事業を実施した結果、補助対象経費が下限額より少なくなってしまうました。補助金の支給対象となりますか。
- Q 補助対象経費に試作・開発に係る設備費とありますが、試作・開発をした後に、その設備を活用して、すでに生産を行っている場合、設備費は補助対象となるのですか。
- Q 店内の感染症対策のための機器導入を検討しているが、補助対象となりますか。
- Q パソコンやカメラ等の機器導入は対象となりますか。
- Q 販路拡大のため、キッチンカーの導入を検討している。キッチンカー本体は補助対象外と理解しているが、キッチンカー内の調理設備等の導入経費は補助対象となりますか。

Q 移動販売時の代金清算のためのキャッシュレスシステム（paypay など）、タブレット等の初期導入費用は対象になりますか。

Q 「販売目的と認められる費用」とは具体的にどのような場合ですか。

Q 旅費について、回数、人数の制限はありますか。

Q 試作後の量産のための型、治具などの経費は補助金事業の対象となりますか。

Q 継続して経費が必要な場合、例えば年間契約の場合、補助事業完了日までに支払った経費が対象となるのでしょうか。

#### 【事業完了・実績報告関係】

Q 実績報告書はいつ提出するのですか。

Q 実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われるのか。

Q 補助金を活用して開発したサービスで利益が発生した場合に返金が必要でしょうか。

Q 事業が完了した後、書類はどのようにしたらよいのでしょうか。

Q 事業が完了した後、何か県に対して報告する必要はありますか。

#### 【その他】

Q 事業の途中で事業計画が変更した場合に、変更申請を提出すれば、当初の交付決定額を増額することはできますか。

Q 中古品を購入した場合の「処分財産制限」の期間はどのようになりますか。

### 【一般事項】

Q 補助金の全体予算はどれくらいでしょうか。

A 200,000 千円となります。

Q 中小企業者とスタートアップの違いは何でしょうか。

A スタートアップとは、IoT、AI などの最先端の技術を活用し、新しい革新的なビジネスモデルを用いて急成長を目指す事業を行う、かつ創業後 5 年未満又は創業年数によらず当該事業を開始してから 5 年未満の企業をいいます。

Q 開発したサービスを愛知県と県外の両方へ展開したいのですが問題ありませんか。

A サービスの展開先は県内外を問いません。

Q 事業を実施するにあたり、資金が不足しています。補助金を概算払いで受け取って事業を遂行することは可能でしょうか。

A 精算払いでの対応となるため、不可となります。

### 【補助対象事業者・補助対象事業について】

Q 補助対象事業者は中小企業者となっていますが、個人事業主や組合は対象となりますか。

A 個人事業主、組合についても補助対象事業者となります。ただし、個人事業主は公募開始日以前（遡及適用する場合は遡及適用開始日以前）に個人事業の開業の届出を県内で行っていることが必要となります。

また、組合は中小企業支援法第 2 条第 1 項で規定する組合に限ります。

Q 「大企業」及び「みなし大企業」は補助対象事業者となりますか。

A 補助対象事業者には該当しません。

Q 中小企業者であっても補助対象事業者とならない場合がありますか。

A 次の場合は補助対象事業者になりませんので、ご注意ください。

・暴力団又は暴力団員等に該当する者

- ・ 県個人事業税又は法人事業税を未納の者
- ・ 賭博、特定の風俗営業事業者

〔参考〕補助対象事業者とならない「特定の風俗営業事業者」の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした事業を対象とする場合

- ・ 風俗営業（第1項）

（例）パチンコ、麻雀等

※ただし、第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は補助対象。

- ・ 性風俗関連特殊営業（第5項）

（例）ラブホテル、アダルトショップ等

Q どういった事業が対象となるのですか。

A 愛知県内において実施する、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための新サービス・新製品（商品）の開発及び販路拡大に係る事業が対象となります。なお、既に販売している商品の販路拡大は対象となりませんのでご注意ください。

Q すでに事業が終了していても対象となるのですか。

A 対象となる可能性があります。ただし、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、適正と認められる場合に限りです。また、交付申請の時点で、見積書、納品書、請求書などの支払いに必要な証拠書類が揃っている必要があります。

なお、遡及適用が認められるのは、2023年4月1日以降の日となります。

2023年3月31日以前については対象となりません。

Q 現在弊社では、〇〇の補助金を受給ないしは今後申請を予定している。今回の補助金と重複は不可でしょうか。

A 同一の事業計画で他の補助金を受給していない場合は、本補助金は可能となりますが、〇〇の補助金では不可としている場合がありますので、ご注意ください。

ださい。なお、同一の事業計画で当補助金とその他の両方に採択された場合、どちらかを辞退していただくこととなりますのでご注意ください。

**Q** これまでに本補助金の支給を受けた事業者が、今年度再度応募した場合、支給することはできるのでしょうか。

**A** 同一の事業者の場合でも、これまでに採択された事業と比較して新規性が認められる場合は、採択される可能性があります。

#### **【申請書・申請手続き関係】**

**Q** 申請書は手書きでも提出可能ですか。

**A** 申請書については、ワープロ等で印字したものに限りです。その他記載の際の注意事項は、記載例をご確認ください。

**Q** 提出後、申請内容を失念したため、申請内容を確認することは可能ですか。

**A** 申請内容に関するお問い合わせは一切応じかねますので、提出前に申請データの保存をお願いいたします。

**Q** 申請受理の証明書は発行してもらえますか。

**A** 証明書の発行はいたしません。

**Q** 補助事業計画の4 補助事業の効果について、直近の決算書の提出が会社の決算期の関係で間に合わないため、その前の年度の決算書の数値を記載すればよいのでしょうか。

**A** 決算期の関係で直近の決算書の提出が間に合わない場合、申請時点で入手できる最新の決算書の数値を記載いただき、添付の決算書についても同時期のものを添付いただければ構いません。

**Q** 補助金の交付はいつ頃・どのように決まるのでしょうか。

**A** 交付決定は、事務局が形式的な確認を行ったうえで、外部有識者等で構成する「審査委員会」による審査結果を踏まえ、公募要領に記載の評価基準を総合的に勘案し予算の範囲内で行います。

なお、交付決定は2023年8月中下旬を予定しています。

また、審査の結果は、応募者全員に対し、書面にて通知します。審査結果及び審査内容に関するお問合せには、一切応じかねますので予めご承知おきください。

### 【補助対象経費関係】

Q どういった経費が対象となるのですか。

A 補助対象期間において、補助対象事業に関して支出した経費となります。詳細については公募要領5ページ、6. 補助対象経費をご確認ください。

Q 補助金について消費税及び地方消費税も含めた額が対象となりますか。

A 消費税及び地方消費税については、補助対象となりません。補助金の交付申請書及び補助事業計画書においては、消費税及び地方消費税を含まない金額を御記載ください。

なお、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

Q 事業を実施した結果、補助対象経費が下限額より少なくなりました。補助金の支給対象となりますか。

A 原油・原材料高騰等の影響を受けた企業者として申請する場合、補助対象経費が下限額よりも少なくなった場合は、補助金の支払を行うことはできません。

〔参考〕補助対象経費の下限額

- (1) 原油・原材料高騰等の影響を受けた企業者として申請する場合、50万円
- (2) (1) 以外の場合、100万円

Q 補助対象経費に試作・開発に係る設備費とありますが、試作・開発をした後に、その設備を活用して、すでに生産を行っている場合、設備費は補助対象となるのですか。

A 試作・開発に係る設備費は補助対象となりますが、設備を活用して、すでに生産を行っており、その生産物で収益を得ている場合は収益納付にあたるた

め、補助金交付額を限度として、収益金の全部又は一部を県に納付していただく場合があります。

**Q 店内の感染症対策のための機器導入を検討しているが、補助対象となりますか。**

A 導入する機器が店内の感染症対策のために留まる場合で新サービス・製品の開発につながらない場合は、補助対象となりません。

**Q パソコンやカメラ等の機器導入は対象となりますか。**

A 新サービス・製品の開発に使用するものであり、用途が特定され、かつ他の設備の一部として組み込まれるような場合は、対象となりえます。単に汎用性・可搬性が高く、他の用途に転用できるようなパソコン・カメラの購入の場合は対象となりません。

**Q 販路拡大のため、キッチンカーの導入を検討している。キッチンカー本体は補助対象外と理解しているが、キッチンカー内の調理設備等の導入経費は補助対象となりますか。**

A 対象となりません。販路拡大事業では設備費を対象としておりません。また、設備費については、試作・開発にかかるもののみとなります。

**Q 移動販売時の代金清算のためのキャッシュレスシステム（paypay など）、タブレット等の初期導入費用は対象になりますか。**

A 販売目的と認められる費用については、対象となりません。

**Q 「販売目的と認められる費用」とは具体的にどのような場合ですか。**

A 例えば、展示会の出展費用を計上し、展示会で実際に製品の販売を行った場合は、補助対象外となります。また、チラシ・HPを作成した場合で、作成した成果物に商品の金額が記載されている場合は販売目的とみなされ、補助対象外となります。



Q 旅費について、回数、人数の制限はありますか。

A 新製品の開発の打合せにかかる旅費については、事業遂行に必要な出張であり、経済的及び合理的な経路であれば人数含め制限はありません、なお、1日当たりの宿泊料には上限がございますので、公募要領をご確認ください。

Q 試作後の量産のための型、治具などの経費は補助金事業の対象となりますか。

A 量産のために係る経費は販売目的となるため、対象外となります。開発事業については、あくまでも試作・開発に係る経費が対象となります。

Q 継続して経費が必要な場合、例えば年間契約の場合、補助事業完了日までに支払った経費が対象となるのでしょうか。

A 年払いの費用については、実際に事業に要した期間で日割り計算した額が補助対象経費となります。なお、月払いの費用についても、考え方は同じです。

#### 【事業完了・実績報告関係】

Q 実績報告書はいつ提出するのですか。

A 実績報告書の提出は全ての補助事業が完了した日から30日以内、又は2024年1月31日のいずれか早い期日までに提出してください。なお、補助事業が完了した日時点で事業の取組及び経費に関する支払がすべて完了している必要があります。人件費等、支払い日が1月31日以降となる場合、当該支払いに係る費用は対象となりませんのでご注意ください。

また、遡及適用で交付決定時に既に事業が完了している場合は、交付決定日から30日以内の実績報告書を提出する必要があります。

Q 実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われるのか。

A 実績報告書の提出状況によって異なりますが、報告書の審査終了後概ね1～2か月程度を要します。流れとしましては、実績報告書の提出を受けた後、確定検査（書面・実地）を行い、補助金額を確定し、補助金額の確定通知を行います。その後、確定通知に基づき補助金の請求を行っていただき、補助金の支払いとなります。

Q 補助金を活用して開発したサービスで利益が発生した場合に返金が必要でしょうか。

A 補助事業期間中に利益が発生した場合、収益納付にあたるため、補助金交付額を限度として、収益金の全部又は一部を県に納付していただく場合があります。

Q 事業が完了した後、書類はどのようにしたらよいでしょうか。

A 本事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を交付対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておく必要があります。

Q 事業が完了した後、何か県に対して報告する必要はありますか。

A 本事業実施年度の翌年度から5年間、当該事業についての事業化状況について報告する必要があります。

#### 【その他】

Q 事業の途中で事業計画が変更した場合に、変更申請を提出すれば、当初の交付決定額を増額することはできますか。

A 一度交付決定した金額の増額はできません。

Q 中古品を購入した場合の「処分財産制限」の期間はどのようになりますか。

A 以下のようになります。

(1) 残存耐用年数がある場合

残存耐用年数 + 減価償却済期間 × 20% 又は事業実施期間のいずれか長い方

(2) 残存耐用年数がない場合

法定耐用年数 × 20% 又は事業実施期間のいずれか長い方